

狛江市規則第 **43** 号

狛江市商品中古軽自動車等課税免除取扱規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和元年 **8** 月 **28** 日

狛江市長

松原俊雄

狛江市商品中古軽自動車等課税免除取扱規則の一部を改正する規則 ~~(案)~~

令和元年 8 月28日
規則第 43 号

狛江市商品中古軽自動車等課税免除取扱規則（平成28年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削り、「第81条第1号」を「第89条の2第1号」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「条例第80条第1項」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第3号」に改める。

第2条第2号中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第5条第4号中「第63条の4第1項」を「第63条の2第3項」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第1号様式，第2号様式，第3号様式を別紙のように改める。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，第1条，第2条，第8条及び様式の改正規定は，令和元年10月1日から施行する。

年 月 日

狛江市長 宛て

納税義務者 住所（所在地）
 氏名（名称）
 電話番号

商品中古軽自動車等課税免除申請書

次の車両については、展示しているもので使用されておらず、かつ、商品として所有する軽自動車等に該当するので、種別割の課税免除を狛江市商品中古軽自動車等課税免除取扱規則第5条の規定により申請します。

定置場（展示場所）		狛江市		
標識番号	車台番号	取得年月日	走行距離①	走行距離②
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

※走行距離①は、課税免除を受ける年度の4月1日現在のものを記入してください。
 走行距離②は、課税免除が初めての車両は取得日現在のものを、課税免除が2回目以降の車両は前年度の4月1日現在のものを記入してください。

《添付書類》

- ①古物商許可証の写し
- ②車検証の写し（車検がある車種のみ）
- ③軽自動車届出済証（軽二輪車のみ）
- ④展示状態の写真（ナンバーの分かるもの）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

様

狛江市長

商品中古軽自動車等課税免除 承認・不承認 通知書

年 月 日に申請のありました 年度分の種別割の課税免除について、狛江市商品中古軽自動車等課税免除取扱規則第6条の規定により次のとおり承認・不承認 しましたので通知します。

定置場（展示場所）		狛江市	
標識番号	車台番号	取得年月日	課税免除額
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

不承認の理由

※ 調査の結果、使用されていることが判明した場合は課税免除の承認を取り消す場合があります。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において、狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

狛 発第 号
年 月 日

様

狛江市長

商品中古軽自動車等課税免除取消通知書

年 月 日付け狛 発第 号で承認した 年度分の種別割の課税免除
について、狛江市商品中古軽自動車等課税免除取扱規則第7条の規定により、次のとおり課税免除を取り消
しましたので通知します。

定置場（展示場所）		狛江市
標識番号	車台番号	取消理由

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、狛江市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において、狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。